

令和5年度 第4回川西市子ども・若者未来会議 次第

令和6年1月11日（木）10：15～12：00

場所：市役所7階大会議室（Zoom併用）

### 1. 開会

- 委員・事務局紹介及び会長・副会長の選任について【資料1－1～1－3】

### 2. 議事

#### （1）諮問事項

- ① （仮称）こども参加条例について

#### （2）協議事項

- ② 「（仮称）こども参加条例検討部会」の設置について【資料2】

- ③ 第2期子ども・若者未来計画策定に向けた考え方や全体のスケジュールについて【資料3】

#### （3）報告事項

- ④ 川西市保育所等施設整備・運営事業者の公募結果について【資料4】

#### （4）その他

### 3. 閉会

## ○川西市子ども・若者未来会議条例

平成25年6月26日

条例第18号

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、川西市子ども・若者未来会議(以下「会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 川西市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園区の設定等に関すること。
- (3) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定により、同法第34条の15第4項に規定する事務を処理すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て及び若者施策に関し、市長又は川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めること。

## (組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

## (委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)
  - (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援及び青少年問題に関し学識経験を有する者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、兼務することができないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、市長が特に定める場合のほか、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置く。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年12月22日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成29年6月29日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(川西市付属機関に関する条例の一部改正)
- 2 川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)の一部を次のように改正する。  
(次のように略)  
付 則(令和3年9月27日条例第22号)  
(施行期日)
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(川西市付属機関に関する条例の一部改正)
  - 2 川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)の一部を次のように改正する。  
(次のように略)  
(川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
  - 3 川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川西市条例第15号)の一部を次のように改正する。  
(次のように略)  
(川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
  - 4 川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川西市条例第17号)の一部を次のように改正する。  
(次のように略)  
付 則(令和5年3月27日条例第2号抄)  
(施行期日)
    - 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## ○川西市子ども・若者未来会議条例施行規則

平成25年7月1日

規則第40号

## (趣旨)

第1条 この規則は、川西市子ども・若者未来会議条例(平成25年川西市条例第18号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、川西市子ども・若者未来会議(以下「子ども・若者未来会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (議事の特例)

第2条 条例第6条第4項に規定する市長が特に定める場合とは、子ども・若者未来会議の出席委員(臨時委員を含む。)の3分の2以上の多数により、条例第7条第1項の規定により設置された部会が調査検討する専門的な事項に係る議決を、子ども・若者未来会議の議決とみなすことを議決した場合をいう。

## (臨時委員)

第3条 臨時委員は、条例第3条第2項に規定する事項の調査審議について、必要があると会長が認める場合は、会議に出席するものとする。

2 臨時委員は、前項の規定により出席が認められた場合に限り、議決権を有するものとする。

## (部会)

第4条 条例第7条に定める部会の委員(以下「部会員」という。)は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集する。

6 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 部会長は、部会の会議の議長となる。

8 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 第2条に規定する場合を除き、部会の議決は、これを子ども・若者未来会議に報告し、子ども・若者未来会議において承認を受けなければならない。

## (意見の聴取)

第5条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を子ども・若者未来会議又は部会に出席させ、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)

第6条 子ども・若者未来会議及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。  
(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、子ども・若者未来会議が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年9月27日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 川西市子ども・若者未来会議委員名簿

資料 I-3

任期:令和5年12月7日～令和7年12月6日

区分	委員氏名(敬称略)	所属団体 等	備考
学識経験者	ノウノ 農野 寛治	常磐会短期大学学長	
	タマキ 玉木 健弘	武庫川女子大学 准教授	
	クボタ 久保田 健一郎	大阪国際大学短期大学部幼児保育科 学科長兼教授	
	オノ 小野 セレスタ 摩耶	同志社大学 社会学部 准教授	
事業従事者	モリトモ 森友 新	川西市私立幼稚園連合会 新清和台こども園園長	
	ハマゾエ 濱添 吉生	兵庫県保育協会川西支部園長会 認定こども園あおい宙川西園長	
	クラ ハラ 藏原 亜紀	NPO法人育ちあいサポートブーケ代表理事	
	タニベ 谷部 有彦	合同会社コスモ 代表社員(けやキッズ運営)	
保護者・若者	ミズヤ 水家 遙	未就学の子どもの保護者	
	フジイ 藤井 孝	小学生又は中学生の子どもの保護者	
	オカ 岡 倫太朗	若者(16歳以上～39歳以下)	
市長める必要と	マエカワ 前川 講平	(一社)川西市医師会 まえかわこどもクリニック院長	
	マルノ 丸野 俊一	川西保護区保護司会 保護司	
	タカダ 高田 浩行	川西市社会福祉協議会事務局次長	
	キダ 喜田 和代	川西市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員	
	アオキ 青木 健司	兵庫県川西こども家庭センター所長	

## 「(仮称) こども参加条例検討部会」の設置について（案）

## 1. 部会設置の目的

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくこととされています。子ども施策の6つの基本理念のひとつに「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」が明記され、子どもや若者の声を聴き、施策に反映していくことが求められています。

川西市では、「市子ども・若者未来計画」の重点施策のひとつに、「(仮称) こども参加条例」の制定を掲げ、令和6年度中に検討を進め、条例を制定する予定としています。「(仮称) こども参加条例」の制定に向けて、子どもや若者の意見聴取の方法や参画のあり方、市の政策への反映やフィードバックの手法などについて、専門的な知識を有する学識経験者等の意見を踏まえ、(仮称) こども参加条例を検討するために部会を設置しようとするものです。

◆ 〈参考〉 子ども・若者未来計画 P.39抜粋

## 子ども・子育て施策の重点施策

#### (4) 子どもの個性や生きる力を伸ばす教育

子どもが意見表明できる機会を保障するため、「(仮称) こども参加条例」の制定に向けた取組を進めます。

#### ④ 「(仮称) こども参加条例」の制定に向けた取組

## 2. 部会開催スケジュール

部会は、令和6年2月から9月にかけて全5回程度を想定しています。

時期（予定）	審議内容（予定）
令和6年2月 ～ 令和6年9月	第1回部会（条例の目的や理念、意見聴取・参画の方法などについて）
	第2回部会（意見聴取・参画の方法などについて）
	第3回部会（推進体制、意見聴取の中間報告、条例骨子）
	第4回部会（条例（案）、意見聴取の報告）
	第5回部会（条例（案））

※子どもや若者など当事者の意見聴取・参画の機会は、部会の開催と並行して設ける予定です。

\*部会の進捗状況は、随時子ども・若者未来会議に報告をする予定です。

### 3. 部会メンバーについて

専門的な知識を持つ学識経験者等からなる6名程度の部会とし、現在の子ども・若者未来会議委員と臨時委員による構成を想定しています。

〈参考〉川西市子ども・若者未来会議条例

(組織) 第3条 2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員会を置くことができる。

(部会) 第7条 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

川西市子ども・若者未来会議条例施行規則

(部会) 第4条 条例第7条に定める部会の委員は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

すべてのこども・おとなに知ってほしい

# こども 基本法 とは？



こどもまんなか  
こども家庭庁

# はじめに

「こども基本法」をご存じでしょうか？

こどもや若者のみなさんには、一人ひとりがとても大切な存在です。  
そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、  
社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指して  
こどもや若者に関する取組を進めていくための  
基本となる事項を定めた法律です。  
令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、  
こども基本法が施行されます。

ぜひこのパンフレットで「こども基本法」のことを知っていただき、  
「こどもまんなか社会」を、みんなで一緒につくっていきましょう。



# もくじ

- そもそもどんな目的でこの法律がつくられたのですか? ..... P04 
- 「こども施策」ってどのような取組をするのですか? ..... P05 
- 「こども」とは、何歳までのことですか? ..... P06 
- こども施策を決める上で大切なことはありますか? ..... P07  P08 
- 「児童の権利に関する条約」について ..... P09  P10 
- こども施策にこどもや若者の意見を取り入れたほうがいいのでは? ..... P11 
- こどもや若者が意見を言う機会や場はありますか? ..... P12 
- こどもや若者から聴いた意見はどのように反映されますか? ..... P13  P14 
- でも、こども施策って本当にしっかり取り組んでくれますか? ..... P15 
- こども基本法のことを、もっと多くの人たちに  
知らせたほうがいいのではないでしょうか?

それでは、  
**こども基本法**  
について説明します！



# Q. そもそもどんな目的でこの法律がつくられたのですか？

A

すべてのこどもや若者が将来にわたって  
幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法がつくられました。  
こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など  
社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていきます。  
これからは、国や都道府県、市区町村が、この基本法の内容にそって、  
こどもや若者に関する取組を行っていきます。



もっと  
知りたい人は  
こちら！

## こども基本法：第1条（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

# Q. 「こども施策」って どのような取組をするのですか？

A

以下のような取組をしていきます。

- ・大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること（例えば、居場所づくり、いじめ対策など）
- ・子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること（例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）
- ・これらと一体的に行われる施策（例えば、教育施策、雇用施策、医療施策など）
  - ・教育施策：国民全体の教育の振興など
  - ・医療施策：小児医療を含む医療の確保・提供など
  - ・雇用施策：雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など



子どもの成長

子育て

これらのこどもや若者に関する取組のことを  
**「こども施策」といいます。**

もっと  
知りたい人は  
こちら！

こども基本法：第2条（定義）※条文を一部抜粋

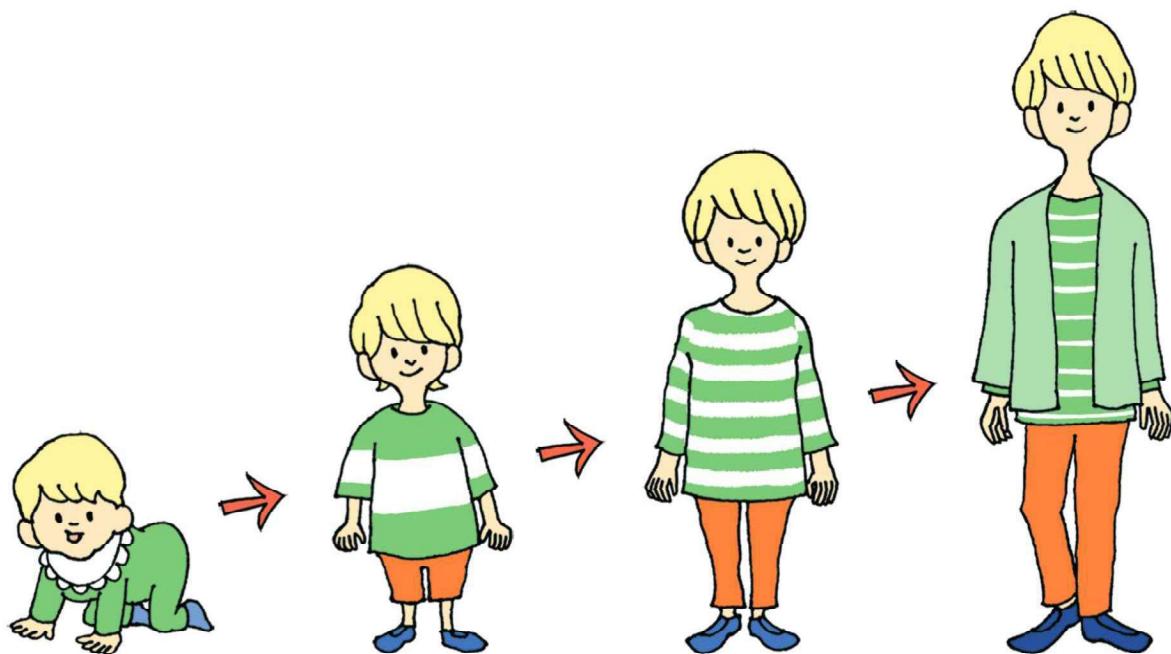
第二条 （略）

- 2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講すべき施策をいう。
- 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
  - 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
  - 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

# Q. 「こども」とは、何歳までのことをですか？

A

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



もっと  
知りたい人は  
こちら！

こども基本法：第2条（定義）※条文を一部抜粋

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。  
2 (略)

# Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

A

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1

すべてのこどもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されること。



2

すべてのこどもは、大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、  
平等に教育を受けられること。



3

年齢や発達の程度により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
社会のさまざまな活動に参加できること。



もっと  
知りたい人は  
こちら！

## こども基本法：第3条（基本理念）※条文を一部抜粋

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

# Q. こども施策を決める上で 大切なことはありますか？

4

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。



5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。



6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



もっと  
知りたい人は  
こちら！

## こども基本法：第3条（基本理念）※条文を一部抜粋

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。